

これまでの経緯と今後

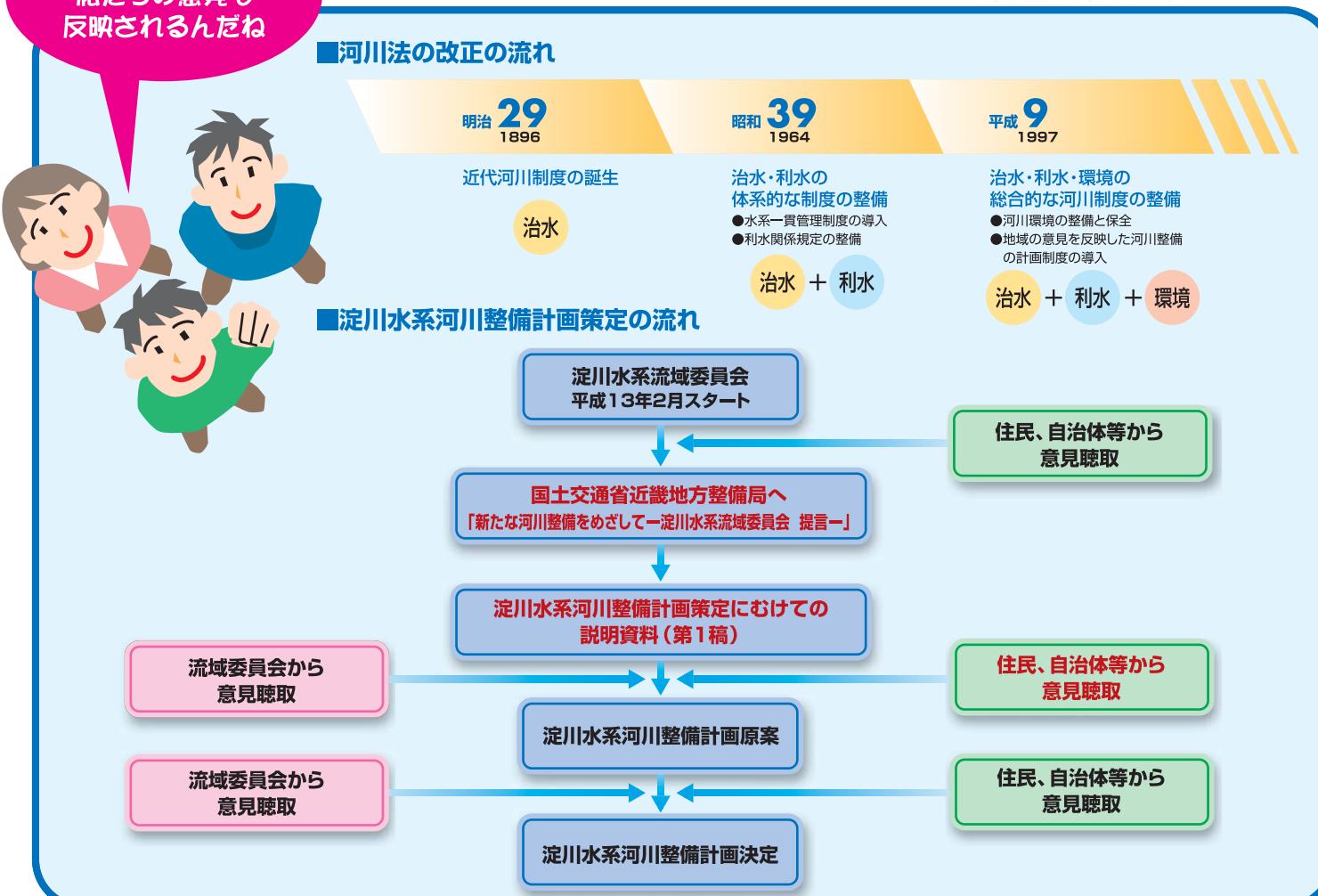
平成9年に改訂された河川法では、「治水」「利水」にくわえて「河川環境の整備と保全」が目的に追加され、今後20～30年間の具体的な河川整備内容を示す「河川整備計画」を決定するに当たり、住民の意見を反映させ、学識経験者や自治体の意見を聴くことが定めされました。

この改正河川法の趣旨に基づき淀川水系では、学識経験者を有する人や地域の特性にくわしい人々からなる「淀川水系流域委員会」を組織し、今後の淀川、猪名川の整備のあり方について検討を行っていただき、平成15年1月17日、「新たな河川整備をめざして—淀川水系流域委員会 提言一」をいただいたところです。

委員会の運営は、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）から独立して委員が自主的に行い、会議および会議資料、議事録等はすべて公開し、あらゆる機会を通して幅広い意見を収集するなど、これまで例を見ない方法で進められました。河川整備計画は、この「提言」を尊重し、内容をまとめています。

本冊子は、現時点で河川管理者がどのような考え方で、今後の河川整備を行っていくかを示した「淀川水系河川整備計画策定にむけての説明資料(第1稿)」を簡潔にとりまとめたものです。

流域に生活する
私たちの意見も
反映されるんだね



昭和35年



平成元



昭和58年9月 絹延橋付



三ヶ井井



卷之三



河川情報表



下河原ワンドで遊ぶ子供たち



ボランティアによる河川清掃

淀川水系流域図

対象範囲――
本計画では、淀川水系の指定区間
間（大臣管理区間）を計画対象とす
ただし、計画策定上必要となるその
区間・流域についても言及する。

